

温泉を利用する旅館業に係る暫定排水基準見直しの今後の方向性について
(9月11日 第26回排水規制等専門委員会資料)

1. 現状の整理

- 旅館業のほう素については、平成13年に暫定排水基準設定以降、暫定排水基準が見直されていない。
- ふっ素については、平成25年の見直しにおいて、日平均排水量50m³未満の旅館業又は昭和49年12月1日に現に湧出していた温泉を利用する旅館業について、利用する源泉が自然湧出以外のものに限り、基準値を50mg/Lから30mg/Lに強化しているものの、それ以外は暫定排水基準が見直されていない。
- 排水規制が開始された平成13年度以降、水濁法に基づく公共用水域の常時監視において、温泉旅館等から排出された温泉排水が原因で環境基準の超過が生じた事例は、ほう素・ふっ素とも確認されていない。
- 近年では、湧出源泉数、利用源泉数、湧出量、温泉利用の宿泊施設数ともに漸減又は減少傾向にある。
- ほう素、ふっ素濃度が一般排水基準より高い源泉を使用する旅館については、現時点で5割以上の事業場において一般排水基準を達成しているものの、排水濃度が不明な施設が少なからず存在しており、引き続き排水実態の網羅的な把握が必要。
- 平成18年度以降、温泉排水処理技術の実証試験を実施してきているものの、未だに旅館に導入可能な技術の開発までには至っておらず、今後もコスト面や設置スペース等の課題から、広く導入可能な技術の開発・普及は当分の間困難であると想定される。
- なお、昭和49年に旅館業が特定施設に追加された際に、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、温泉の特殊性にかんがみ、砒素等についての排水基準は、当分の間、適用しないこととなった。

2. 今後の方向性について（案）

(1) 次回の暫定排水基準見直し(平成31年6月)に向けて

従来の見直しと同様に、関係自治体、事業者等に前回の見直し時点からの取組状況や現状の排水の汚染状態等についてヒアリングを実施し、ほう素及びふっ素の暫定排水基準の見直しに向けて検討を進める。

(2) 次回見直し以降の中長期的な考え方について

次回以降の暫定排水基準値の見直し及び中長期的な考え方について検討するため、以下の取組を並行して進める。

①温泉排水処理技術の開発に向けた実証試験等

ほう素の処理技術について、今年度も実証試験を行い、温泉旅館における処理技術導入の可能性を検証する。昨年度の温泉排水対策に関する技術検討会での指摘を踏まえ、昨年度実証試験を行った技術を、昨年度(20 mg/L程度)よりも高濃度(500 mg/L程度)の温泉排水に対して適用し、処理性能やコスト等について検証する。また、必要に応じて排水処理業者等に温泉排水処理技術に関するヒアリング等を行う。

②温泉を利用する旅館業におけるほう素・ふっ素の排水実態に関する詳細調査

今回得られた全国の自治体からのアンケート結果には、依然として排水濃度が不明の施設が少なからず含まれているため、これらの不明施設について、関係自治体の協力を得つつ、引き続き、アンケートの回収、内容の精査等を行い、温泉を利用する旅館業におけるほう素・ふっ素の排水実態の網羅的な把握を進める。

③排水実態に関する詳細調査等を踏まえた特徴的な事業者へのヒアリング等

上記①、②の取組を踏まえ、源泉中のほう素・ふっ素濃度が高い事業場や、排水中の濃度が源泉中の濃度と比べて低い事業場等、特徴的な事業場を対象に、排水対策等の状況についてヒアリング等を実施し、温泉を利用する旅館業における排水対策の実態や低減対策の実施可能性等に関する情報を整理する。

一方で、上記1.のように、10年以上環境省自ら温泉排水処理技術の確立に向けた実証試験に取り組んできたものの、広く導入可能な技術の開発・普及の可能性が当面は低く、一般排水基準移行への技術的な見通しが立っていない状況にある。また、平成13年度以降温泉排水を原因とした環境基準の超過が確認されていないことや、源泉自体が自然由来のものであることにも考慮する必要がある。

以上のような他業種とは異なる温泉旅館の特殊性を勘案すると、温泉旅館を一般排水基準に移行させることは現実的には困難な状況にあり、中長期的には、温泉を利用する旅館業に係る暫定排水基準については、従来通り3年毎に見直すのではなく、上記①～③の取組結果を基に暫定排水基準を適切な水準に設定したうえで、当面の間、当該暫定排水基準値を維持することも視野に入れた検討とする。